



厚生労働省シンボルマーク

三重労働局発表  
平成21年3月31日

担当	三重労働局雇用均等室	
	室長	鈴木 里美
	機会均等指導官	矢田 有
	電話 059-226-2318 ・ FAX 059-228-2785	

～ パパが育児休業!? パパが育児休業 ～  
もうよその会社の出来事ではありません!  
「三重の男性育児休業事例集」が出来ました

少子化・高齢化の進行により本格的な人口減少社会が到来するのは避けられない状況にあります。

勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっている中で、子育て世代の男性が育児等に関わる時間を確保できる労働環境の整備が喫緊の課題となっています。しかしながら、現状では、男性の育児休業取得率は1.56%に過ぎず、男性が子育て等に費やす時間も極めて低い水準にあります。

持続可能で安心できる社会をつくるためには、仕事と生活の調和の実現が不可欠であることから、厚生労働省では、仕事と子育ての両立支援対策を推進しており、とりわけ、男性の子育て参加の重要な契機とするため、男性の育児休業取得を促進しています。

そこで、三重労働局雇用均等室では、男性の育児休業取得についての機運の醸成を図るため、管内事業所における男性の育児休業取得事例を中心に、各事業所の取組状況等をまとめた「**三重の男性育児休業事例集**」を作成しました。

本事例集は、雇用均等室職員が管内事業所を訪問し、各事業所における男性の育児休業取得促進に向けた取組状況を把握するとともに、育児休業を取得した男性労働者ご本人の声をはじめ、直属の上司や人事担当者方の声を集めてとりまとめたもので、今後、県内の労使をはじめとする各方面に本事例集の配布を予定しています。

男性労働者が育児休業を円滑に取得するためには、企業の取組はもとより、男性労働者自身が意識を変えることや周囲の理解、協力が不可欠です。

本事例集が男性の育児休業取得に対する労使の理解を深め、各企業における積極的な取組みを促す一助となれば幸いです。

（参考）仕事と子育ての両立支援に関するアンケート結果について  
（平成20年8月 三重労働局実施）

女性育児休業取得者の割合は96.6%。

平成19年度雇用均等基本調査（全国調査）：89.7%

男性の育児休業所得者がいた企業は、回答企業中3社。

平成19年度雇用均等基本調査（全国調査）

：男性の育児休業取得率 1.56%



次世代認定  
マーク  
「くるみん」

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の認定要件の1つに「計画期間内に男性の育児休業等の取得者がいること」があります。

- 参考資料：
- 1 お父さんだって育児休業を取れます
  - 2 育児・介護休業法のあらまし
  - 3 就業規則に育児・介護休業制度等を規定しましょう
  - 4 次世代育成支援対策推進法が改正されます！
  - 5 一般事業主行動計画を策定しましょう
  - 6 仕事と子育ての両立支援に関するアンケート結果について